**東久留米市障害者計画・**

**第６期障害福祉計画・**

**第２期障害児福祉計画**

**骨子案**

目　次

[第１章　 計画策定にあたって 1](#_Toc49264642)

骨子案

素案として10～11月頃に提示

[１　計画策定の背景と趣旨 2](#_Toc49264643)

[２　計画の性格 4](#_Toc49264644)

[３　計画の対象 5](#_Toc49264645)

[４　計画の期間 5](#_Toc49264646)

[５　計画の策定について 6](#_Toc49264647)

[第２章　 障害のある人を取り巻く現状 10](#_Toc49264648)

[１　障害のある人の状況 11](#_Toc49264649)

[２　アンケートからわかったこと 19](#_Toc49264650)

[３　ヒアリングからわかったこと 37](#_Toc49264651)

[４　前回計画の評価 38](#_Toc49264652)

[第３章　 計画の基本的な考え方 43](#_Toc49264653)

[１　基本理念 44](#_Toc49264654)

[２　基本的視点 45](#_Toc49264655)

[３　基本目標 46](#_Toc49264656)

[４　障害者計画の施策体系 48](#_Toc49264657)

[第４章　障害者計画における施策の推進 49](#_Toc49264658)

[第５章　障害福祉計画 49](#_Toc49264659)

[第６章　障害児福祉計画 49](#_Toc49264660)

[第７章　計画の推進 エラー! ブックマークが定義されていません。](#_Toc49264661)

[参考資料 49](#_Toc49264662)

# **第１章　計画策定にあたって**

## １　計画策定の背景と趣旨

東久留米市では、平成27年３月に「東久留米市障害者計画」を、平成30年３月に「東久留米市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」を策定し、福祉・保健・医療・教育・生活環境・雇用・行政サービス等の幅広い分野から、障害者福祉に関する施策を総合的に推進してきました。

現在、障害者施策にかかわる主な関連法令がめまぐるしく成立・改正され、障害のある人を取り巻く環境は、大きな転換期を迎えています。

国においては、平成30年３月に、「障害者基本計画（第４次）」を策定し、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障害者施策の基本的な方向を示しました。

また、平成30年４月に、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。改正の内容は、障害のある人自らが望む地域生活を営むことができるような、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障害児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行や「障害者雇用促進法」の改正など、このように障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障害者制度の動向を加味したさらなる障害者施策の展開が求められています。

こうしたなか、本市では障害福祉サービスの実績をもとに「東久留米市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」の点検・評価を東久留米市自立支援協議会にて行いながら、施策の推進に努めてきました。このたび、「東久留米市障害者計画」「東久留米市第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画」がともに令和２年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向、障害のある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、長期的な視点から計画的に障害者福祉に関する施策を推進するため、新たに「東久留米市障害者計画・第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」を策定します。

■障害者施策にかかわる主な関連法令の動向

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　度 | 関連法令等 | 概　要 |
| 平成23年 | ○障害者基本法の一部改正 | ・目的規定や障害者の定義の見直しなど |
| 平成24年 | ○障害者虐待防止法の施行○障害者自立支援法の一部改正○児童福祉法の一部改正 | ・障害者の虐待の防止に係る国等の責務、障害者虐待の早期発見の努力義務を規定・相談支援の充実、障害児支援の強化など・障害児通所支援や育成医療の市町村への権限移譲 |
| 平成25年 | ○障害者総合支援法の施行○障害者雇用促進法の一部改正○公職選挙法の一部改正○障害者優先調達推進法の施行○障害者差別解消法の成立○障害者の権利に関する条約の批准 | ・障害者自立支援法を改称、障害者の範囲に政令で定める難病の患者を加えるなど・法定雇用率の引き上げ・成年被後見人が選挙権・被選挙権を有す・公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進・障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定・「障害者の権利に関する条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託 |
| 平成26年 | ○障害者総合支援法の改正 | ・障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象の拡大、グループホームとケアホームの一元化など |
| 平成27年 | ○障害者総合支援法の改正○難病医療法の施行 | ・障害福祉サービスの対象となる疾病の拡大・難病患者に対する医療費助成の法定化、対象疾病の拡大 |
| 平成28年 | ○障害者差別解消法の施行○障害者雇用促進法の改正○発達障害者支援法の改正 | ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供・法定雇用率算定に精神障害者が加わる・基本理念、定義、支援体制の見直し等 |
| 平成30年 | ○障害者総合支援法、児童福祉法の改正○障害者文化芸術推進法の施行 | ・障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備・障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保、計画策定が努力義務化 |
| 令和元年 | ○障害者雇用促進法の改正○読書バリアフリー法の施行 | ・障害者活躍推進計画策定の義務化・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的な推進 |

## ２　計画の性格

この計画は、本市の障害福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第３項に定める市町村障害者計画、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第１項に定める市町村障害福祉計画と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）による改正後の児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条の19第1項の規定に基づく障害児福祉計画を一体的に策定するものです。

また、第５次長期総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、他の関連する計画や国の「障害者基本計画」及び東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」と整合を図っています。

■障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画と各計画の関係

**東久留米市地域福祉計画**（平成27年度～令和６年度）

基本理念　～新たな“つながり“づくり～

上位計画

**東久留米市長期総合計画**

（令和３年度～令和12年度）

まちづくりの基本理念　「みんなが主役のまちづくり」

障害者計画（令和３～８年度）

～基本理念～

障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち

第６期障害福祉計画（令和３～５年度）

第２期障害児福祉計画（令和３～５年度）

　　　　　　　　高齢者福祉計画・介護保険事業計画

　　　　　　　　　　　　　　　子ども・子育て支援事業計画

わくわく健康プラン東くるめ・母子保健計画・

東くるめ　ほっとプラン

## ３　計画の対象

「障害のある人」とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障害及び社会的障壁※により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

また、障害の有無にかかわらず、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体に対し、本計画の実現に向けた積極的な取り組みを期待するものです。

※障害のある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

## ４　計画の期間

「障害者計画」の期間は、令和３年度を初年度とし、令和８年度までの６年間とします。

「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」の期間は、令和３年度を初年度とし、令和５年度までの３年間とします。

また、法制度の改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画を見直します。

■計画の期間

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 障害者計画 | 計画期間第６期計画期間第２期計画期間第７期計画期間第３期計画期間 |  |  |  |  |  |
| 障害福祉計画 |  |  |  |  |  |  |
| 障害児福祉計画 |  |  |  |  |  |  |

## ５　計画の策定について

### （１）国の指針に基づいた計画策定

国では社会保障審議会障害者部会での議論やパブリックコメント等の手続きを経たうえで、以下の内容で障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和２年厚生労働省告示第213号）の見直しを行いました。

市では国の指針を基に、これまでの実績や地域の実情を踏まえこの計画を策定しました。

|  |
| --- |
| ○　障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方１．全国で必要とされる訪問系サービスの保証２．希望する障害者等への日中活動系サービスの保証３．グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実４．福祉施設から一般就労への移行等の推進５．強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実６．依存症対策の推進○　相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方１．相談支援体制の構築２．地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保３．発達障害者等に対する支援４．協議会の設置等○　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方１．地域支援体制の構築２．保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援３．地域社会への参加・包容の推進４．特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備５．障害児相談支援の提供体制の確保○　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制確保に係る目標（成果目標）１．福祉施設の入所者の地域生活への移行２．精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築３．地域生活支援拠点等が有する機能の充実４．福祉施設から一般就労への移行等５．障害児支援の提供体制の整備等６．相談支援体制の充実・強化等７．障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 |

### （２）「東久留米市地域自立支援協議会」の開催

この計画は、障害当事者や障害者団体・家族会の代表、学識経験者、学校や保健などの行政機関の代表、障害福祉サービスを提供する事業者の代表から構成される「東久留米市地域自立支援協議会」において内容を協議・検討し、その意見を踏まえたうえで策定しました。

### （３）アンケート調査及びヒアリング調査の実施

この計画の策定に当たっては、福祉に関する意識やサービスの利用意向及び利用実態などを把握するために、障害当事者と障害のない市民を対象に「障害者施策に関するアンケート調査」と、市内当事者団体と事業所を対象に「団体・事業所ヒアリング調査」実施しました。

### （４）パブリックコメント等の実施

この計画の素案を、市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募りました。

## ６　計画の推進・進捗管理

### （１）障害福祉計画・障害児福祉計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCAサイクル」の考え方を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

令和３年度から５年度が第６期障害福祉計画、第２期障害児福祉計画の計画期間となりますが、毎年の実施状況を地域自立支援協議会に報告し、進捗状況の点検と評価を受けながら、PDCAサイクルを構築していきます。

また、「障害者に関わることを当事者抜きには決めない」ことを基本とし、地域自立支援協議会委員には障害当事者及び家族の方を、委員総数の3分の１を目安に選任していきます。一方、専門部会では協議会委員に限らず、多様な参加者が加われるように運営していきます。

計画の公表

**Action（改善）**

点検、評価の結果を踏まえ取り組みの見直し、改善

**Plan（計画）**

計画の策定

**Do（実行）**

サービス提供事業所、関係機関等との連携による事業の実施

**Check（評価）**

地域自立支援協議会における毎年の点検・評価

評価の公表

### （２）行政内部における推進体制の強化

障害者施策は、保健、医療、福祉、教育、就労、生活環境など広範囲にわたるため、関係各課が連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を行います。

### （３）市民・関係機関との協働による推進体制の強化

障害者施策の推進にあたっては、行政と市民や家庭、地域、学校、事業所など、様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら連携していくことが重要です。

そのため、障害の特性などの理解促進に努めていくとともに、地域自立支援協議会とその専門部会を核とし、行政や障害者団体、サービス提供事業者、東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）、ボランティア・NPO団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、関係機関の連携・多職種協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を進めます。

### （４）情報提供活動の充実

各障害福祉サービスの認知度向上に努めるとともに、障害のある人が情報を入手できるよう、様々な情報媒体を活用した情報アクセシビリティの向上により、障害福祉に関する情報を発信します。

# **第２章　障害のある人を取り巻く現状**

## １　障害のある人の状況

### （１）身体障害者の状況

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和２年４月１日時点で3,406人と、この６年間で154人（4.7％）の増加となっています。

障害種別でみると、主な障害が内部障害の方が1,139人（33.4％）と最も多く、次いで下肢障害の889人（26.1％）となっています。

年齢構成別でみると、65歳以上の方が2,377人と全体の69.8%を占めています。

障害等級別でみると、1級の方が1,173人（34.4％）と最も多く、次いで4級の811人（23.8％）となっています。

◆障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 3,252 | 3,262 | 3,236 | 3,379 | 3,400 | 3,406 |
| 視覚障害 | 222 | 219 | 219 | 217 | 209 | 212 |
| 6.8% | 6.7% | 6.8% | 6.4% | 6.1% | 6.2% |
| 聴覚・平衡機能障害 | 272 | 281 | 276 | 280 | 286 | 289 |
| 8.4% | 8.6% | 8.5% | 8.3% | 8.4% | 8.5% |
| 音声・言語・そしゃく機能障害 | 63 | 61 | 65 | 74 | 69 | 73 |
| 1.9% | 1.9% | 2.0% | 2.2% | 2.0% | 2.1% |
| 下肢障害 | 873 | 873 | 860 | 874 | 896 | 889 |
| 26.8% | 26.8% | 26.6% | 25.9% | 26.4% | 26.1% |
| 上肢障害 | 539 | 544 | 529 | 543 | 531 | 527 |
| 16.6% | 16.7% | 16.3% | 16.1% | 15.6% | 15.5% |
| 体幹障害 | 252 | 264 | 265 | 274 | 281 | 277 |
| 7.7% | 8.1% | 8.2% | 8.1% | 8.3% | 8.1% |
| 内部障害 | 1,031 | 1,020 | 1,022 | 1,117 | 1,128 | 1,139 |
| 31.7% | 31.4% | 31.6% | 33.1% | 33.2% | 33.4% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆年齢構成別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 3,252 | 3,262 | 3,236 | 3,379 | 3,400 | 3,406 |
| 18歳未満 | 72 | 76 | 78 | 68 | 56 | 57 |
| 2.2% | 2.4% | 2.4% | 2.0% | 1.6% | 1.7% |
| 18歳以上65歳未満 | 905 | 917 | 913 | 959 | 956 | 972 |
| 27.8% | 28.3% | 28.2% | 28.4% | 28.1% | 28.5% |
| 65歳以上 | 2,275 | 2,268 | 2,245 | 2,352 | 2,388 | 2,377 |
| 70.0% | 70.1% | 69.4% | 69.6% | 70.2% | 69.8% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 3,252 | 3,262 | 3,236 | 3,379 | 3,400 | 3,406 |
| １級 | 1,092 | 1,124 | 1,120 | 1,193 | 1,194 | 1,173 |
| 33.6% | 34.6% | 34.6% | 35.3% | 35.1% | 34.4% |
| ２級 | 465 | 472 | 479 | 494 | 500 | 504 |
| 14.3% | 14.5% | 14.8% | 14.6% | 14.7% | 14.8% |
| ３級 | 548 | 536 | 520 | 534 | 529 | 538 |
| 16.9% | 16.5% | 16.1% | 15.8% | 15.6% | 15.8% |
| ４級 | 799 | 780 | 766 | 794 | 814 | 811 |
| 24.6% | 24.0% | 23.7% | 23.5% | 23.9% | 23.8% |
| ５級 | 192 | 196 | 201 | 209 | 209 | 215 |
| 5.9% | 6.0% | 6.2% | 6.2% | 6.1% | 6.3% |
| ６級 | 156 | 154 | 150 | 155 | 154 | 165 |
| 4.8% | 4.7% | 4.6% | 4.6% | 4.5% | 4.8% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （２）知的障害者の状況

本市の愛の手帳所持者数は、令和２年４月１日時点で948人と、この６年間で49人（5.4％）の増加となっています。

年齢構成別でみると、18歳未満が202人（21.3％）、18歳以上が746人（78.7％）となっています。

障害等級別でみると、４度（軽度）が419人（44.2％）と最も多くなっています。

◆年齢構成別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 899 | 855 | 858 | 886 | 923 | 948 |
| 18歳未満 | 231 | 211 | 156 | 188 | 197 | 202 |
| 25.7% | 24.7% | 18.2% | 21.2% | 21.3% | 21.3% |
| 18歳以上 | 668 | 644 | 702 | 698 | 726 | 746 |
| 74.3% | 75.3% | 81.8% | 78.8% | 78.7% | 78.7% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別愛の手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 899 | 855 | 858 | 886 | 923 | 948 |
| １度（最重度） | 30 | 29 | 30 | 31 | 30 | 30 |
| 3.5% | 3.4% | 3.5% | 3.5% | 3.3% | 3.2% |
| ２度（重度） | 258 | 263 | 263 | 264 | 271 | 288 |
| 30.2% | 30.8% | 30.7% | 29.8% | 29.4% | 30.4% |
| ３度（中度） | 216 | 197 | 196 | 198 | 204 | 211 |
| 25.3% | 23.0% | 22.8% | 22.3% | 22.1% | 22.3% |
| ４度（軽度） | 395 | 366 | 369 | 393 | 418 | 419 |
| 46.2% | 42.8% | 43.0% | 44.4% | 45.3% | 44.2% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （３）精神障害者の状況

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和２年４月１日時点で1,238人と、この６年間で356人（約1.4倍）の増加となっています。

年齢構成別でみると、18歳以上65歳未満が1,018人（82.2%）となっています。

障害等級別でみると、２級が692人（55.9％）と最も多くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、令和２年４月１日時点で2,270人と、この６年間で477人（26.6％）の増加となっています。

◆年齢構成別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 882 | 950 | 1000 | 1109 | 1,133 | 1,238 |
| 18歳未満 | 17 | 23 | 32 | 47 | 46 | 62 |
| 1.9% | 2.4% | 3.2% | 4.2% | 4.1% | 5.0% |
| 18歳以上65歳未満 | 770 | 821 | 854 | 933 | 952 | 1,018 |
| 87.3% | 86.4% | 85.4% | 84.1% | 84.0% | 82.2% |
| 65歳以上 | 95 | 106 | 114 | 129 | 135 | 158 |
| 10.8%% | 11.2% | 11.4% | 11.6% | 11.9% | 12.8% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆障害等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 882 | 950 | 1000 | 1109 | 1,133 | 1,238 |
| １級 | 57 | 64 | 63 | 63 | 67 | 75 |
| 6.5% | 6.7% | 6.3% | 5.7% | 5.9% | 6.1% |
| ２級 | 483 | 514 | 554 | 619 | 635 | 692 |
| 54.8% | 54.1% | 55.4% | 55.8% | 56.0% | 55.9% |
| ３級 | 342 | 372 | 383 | 427 | 431 | 471 |
| 38.8% | 39.2% | 38.3% | 38.5% | 38.0% | 38.0% |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 1,793 | 1,966 | 2,326 | 2,251 | 2,191 | 2,270 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （４）発達障害者の状況

令和２年４月１日現在、自立支援医療費助成を受けている発達障害者の人数は230人と、この６年間で117人（103.5％）の増加となっています。

◆自立支援医療費助成を受けている発達障害者の人数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 113 | 120 | 126 | 153 | 183 | 230 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （５）難病・小児慢性疾患医療費助成受給者の状況

令和２年４月１日現在、難病医療費助成受給者数は923人と、この６年間で255人（21.6％）の減少となっています。

また、小児慢性医療費助成受給者数は59人と、この６年間で16人（21.3％）の減少となっています。

◆難病医療費助成受給者数の推移

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 1,178 | 1,202 | 957 | 894 | 895 | 923 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

◆小児慢性医療費助成受給者数

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和２年度 |
| 全　体 | 75 | 74 | 74 | 81 | 77 | 59 |

資料：障害福祉課（各年度４月１日現在）

### （６）障害や発達に課題のある子どもの状況

◆健康診査時心理相談・心理経過観察健診利用者数

単位：人

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　 | 　　 | 心理相談利用者数 | 相談項目総数 | 相談項目内訳（延数） |
| 問題なし | 精神発達の問題 | ことばの問題 | くせの問題 | 行動性格の問題 | 社会性の問題 | 生活習慣の問題 | 養育者の問題 | 家庭環境の問題 | 疾患障害の疑い | その他 |
| 心理相談 | １歳６か月児健康診査 | 167 | 411 | 0 | 56 | 85 | 26 | 114 | 60 | 14 | 28 | 10 | 18 | 1 |
| ２歳児歯科健康診査 | 153 | 328 | 0 | 27 | 85 | 26 | 109 | 45 | 6 | 19 | 7 | 4 | 0 |
| ３歳児健康診査 | 164 | 387 | 0 | 43 | 40 | 12 | 117 | 55 | 17 | 46 | 22 | 32 | 3 |
| 心理経過観察健診 | １歳６か月児健診・３歳児歯科健診後 | 184 | 440 | 0 | 36 | 107 | 5 | 122 | 73 | 10 | 50 | 15 | 22 | 0 |
| ３歳児健診後 | 231 | 593 | 0 | 57 | 80 | 10 | 169 | 108 | 21 | 70 | 37 | 40 | 1 |

資料：健康課　令和元年度実績

◆わかくさ発達相談等の実施件数

単位：人

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 発達・見学相談 | ことばの教室 | 親子保育 | 訪問相談 | 連絡調整等 | 外来訓練 | 訪問訓練 | 合計 |
| 利用人数 | 1,582 | 104 | 1,123 | 61 | 332 | 94 | 5 | 3,301 |

資料：わかくさ学園（令和元年度実績）

◆特別支援学級等への在籍状況

単位：人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 小学校 | 中学校 | 合計 |
| 固定 | 学級数 | 17 | 5 | 22 |
| 児童・生徒数 | 122 | 32 | 154 |
| 通級 | 学級数 | 3 | 1 | 4 |
| 児童・生徒数 | 27 | 16 | 43 |
| 特別支援教室 | 児童・生徒数 | 231 | 56 | 287 |

資料：指導室　令和２年５月１日現在

### （７）雇用・就労の状況

◆障害者の職業紹介状況（三鷹公共職業安定所管内）

単位：人

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 登録者数 | 職業紹介状況 |
| 就業中 | 求職中 | 保留中 |
| 全　体 | 4,545 | 2,337 | 1,532 | 676 |
| 身体障害者 | 1,426 | 781 | 406 | 239 |
| 知的障害者 | 1,105 | 755 | 258 | 92 |
| 精神障害者 | 1,901 | 772 | 800 | 329 |
| 発達障害者 | 57 | 6 | 48 | 3 |
| 難病障害者 | 32 | 11 | 14 | 7 |
| 高次脳機能障害者 | 14 | 7 | 4 | 3 |
| その他 | 10 | 5 | 2 | 3 |

資料:三鷹公共職業安定所　令和２年３月末現在

◆就労支援室（さいわい・あおぞら）利用状況

単位：人

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 　 | 区分※１ | 登録者数 | 活　動　状　況 |
| 新規就職者数 | 就業中※２ |
| さいわい | 身体障害者 | 12 | 2 | 7 |
| 知的障害者 | 116 | 11 | 102 |
| 精神障害者 | 1 | 0 | 1 |
| 合計 | 127 | 13 | 110 |
| あおぞら | 身体障害者 | 2 | 0 | 0 |
| 知的障害者 | 4 | 0 | 2 |
| 精神障害者 | 90 | 18 | 44 |
| 合計 | 91 | 18 | 45 |
| 全体 | 218 | 31 | 155 |

 資料：障害福祉課（各年3月31日現在）

※障害が重複している場合、「合計」「全体」は実人数でカウントしている（都調査と同様）

◆福祉施設から一般就労への移行状況

単位：人

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| 全　体 | 10 | 13 | 15 | 11 | 9 |
| 身体障害者 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 知的障害者 | 4 | 5 | 2 | 2 | 0 |
| 精神障害者 | 5 | 6 | 13 | 9 | 9 |

 資料：障害福祉課（各年３月31日現在）

## ２　アンケートからわかったこと

この計画の策定に向け、市民の福祉に関する意識、意向、及び当事者の実態を把握し、計画策定や施策推進の基礎資料とすることを目的に、アンケートを実施しました。

調査対象：

（１）当事者調査　障害や慢性疾患のある方から、次のように障害種別ごとに無作為抽出

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 市内対象者数 | 抽出者数 | 割合(%) |
| ①身体障害者手帳所持者 | 3,126 | 1,033 | 44.9 |
| ②愛の手帳（療育手帳）所持者 | 854 | 282 | 12.3 |
| ③精神保健福祉手帳所持者及び自立支援医療（精神通院）受給者 | 2,090 | 690 | 30.0 |
| ④難病医療費助成受給者 | 774 | 256 | 11.1 |
| ⑤小児慢性特定疾病医療費助成受給者 | 24 | 8 | 0.3 |
| ⑥その他児童通所サービス費の受給者（①から⑤に該当せず児童福祉法に規定される児童通所サービス費の支給を受けている者） | 95 | 31 | 1.4 |
| 合 計 | 6,963 | 2,300 | 100 |

※対象者数の計数にあたって、複数の種別に該当する者については、以下の順位において最上位となる種別に計上した。②＞①＞③＞④＞⑤＞⑥

（２）障害のない市民調査　18歳以上64歳以下の市民1,200人を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和２年７月１日～令和２年７月17日

回収結果：（１）当事者調査　2,300配布、1,047回収、回収率45.5％

（２）障害のない市民調査　1,200配布、432回収、回収率36.0％

図表の見方

○回答結果の割合（％）はサンプル数（集計対象者総数）に対してそれぞれの回答数の割合を小数点以下第２位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0％にならない場合があります。

○複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は回答数に対する選択肢ごとの回答数のそれぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0％を超える場合があります。

○「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

○グラフ及び表のn数（number of case）は、サンプル数（集計対象者総数あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人数）を表しています。

○集計表について、各項目で第１位の数値に色を付けています。また、n数が少ない項目については、参考値として掲載しています。

### （１）暮らしについて

現在の暮らし方は家族と同居が７割で最も高く、次いで一人暮らしが多くなっています。今後の希望も概ね同様の傾向になっており、地域で安心して生活できる環境の整備が重要となっています。

また普段から家族・親族が介助している人の困りごととして、代わりの介助を頼める人がいないことが最も高く、次点で長時間の外出ができないことや健康不安、精神的負担などが挙げられており、各種サービスの利用促進やレスパイトケアが重要となっています。

◆【当事者】現在の暮らし（○は１つ）



◆【当事者】今後希望する暮らし（○は１つ）



◆【当事者】介助者の方が困っていること（家族・親族が介助している）（あてはまるものすべてに○）



外出時に困ることとして、「特にない」に次いで「道路や駅に階段や段差が多い」「困った時にどうすればよいか心配」が高くなっています。

◆【当事者】普段外出するときに、困ること（あてはまるものすべてに○）



### （２）地域とのかかわりについて

全体の６割が障害者（児）に対する差別・偏見があると感じており、その内容は地域の人の接し方や態度のほか、仕事や収入も高くなっています。

◆【当事者】障害者（児）に対する差別・偏見があると思うか（○は１つ）



◆【当事者】障害者（児）に対する差別・偏見、または理解のなさはどのようなところにあるか（あてはまるものすべてに○）



地域の障害者（児）への理解促進に向けては、「障害者の一般企業への就労の促進」が最も高く、次いで「学校でのインクルーシブ教育や障害に関する教育の推進」、「地域行事への障害者（児）の参加を促進するなど、地域住民等との交流の場を増やす」となっています。

啓発に加え障害者（児）が地域で生活し、身近にふれあうことのできる環境が求められていることがうかがえます。

一般市民調査ではこれらに加え、「地域行事への障害者（児）の参加を促進するなど、地域住民等との交流の場を増やす」も高くなっています。

◆【当事者】地域の人たちの障害に対する理解を進めていくために必要なこと（○は３つまで）



◆【一般】地域の人たちの障害に対する理解を進めていくために必要なこと（○は３つまで）



障害者（児）が地域で生活していくために必要だと思うことについては、「地域生活やサービス利用に関する相談支援」が最も高く、次いで「地域の人たちの障害に対する理解」、「利用しやすい医療機関」となっています。

愛の手帳では、「グループホームの拡充」が最も高くなっています。

◆【当事者】障害者（児）が地域で生活していくために必要なこと（３つまで○）



### （３）余暇活動、文化芸術・スポーツ活動について

余暇活動、文化芸術・スポーツ活動については、コンサートや映画、スポーツなどの鑑賞・見学、旅行、学習や趣味の活動がこれまでの経験、今後の希望ともに高い傾向にあります。スポーツ活動は１割台で低くなっています。

参加するための条件としては、身近なところで活動でき、経済的な負担が少ないことが重視されています。

◆【当事者】参加したことのある余暇活動、文化芸術・スポーツ活動（あてはまるものすべてに〇）



◆【当事者】今後参加したい余暇活動、文化芸術・スポーツ活動（あてはまるものすべてに〇）



◆【当事者】余暇活動、文化芸術・スポーツ活動に参加するために必要なこと（○は３つまで）



### （４）災害時について

災害時等緊急時に避難を手助けしてくれる人が「いる」割合は７割台で、内訳は家族が８割台となっています。手助けをしてくれる人が「いない」割合は１割台となっており、特に精神障害者保健福祉手帳で高くなっています。

災害時要援護者登録制度については「知らない」が７割となっているほか、知っており、かつ登録している人は3%となっています。

また、一般市民が災害時にできる支援としては「安否確認・声かけ」が約７割で最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」、「家族への連絡」が４割台で高くなっています。いざという時の助け合いの意識が高い傾向にあることがうかがえます。

◆【当事者】災害時に避難を手助けしてくれる人はいるか（〇は１つ）



◆【当事者】災害時要援護者登録制度の認知度と登録状況（○は１つ）



◆【一般】災害時、身近な人や地域に向けて「出来る支援」（あてはまるものすべてに○）



### （５）日中活動、就労について

平日の日中の過ごし方を年代別にみると、20歳代では「福祉的就労をしている」が、30歳代では「パート・アルバイトなどで働いている」と「自宅で家事や手伝いをしている」が、40歳代では「パート・アルバイトなどで働いている」と「福祉的就労をしている」が、50歳代では「正社員として働いている」が、それぞれ最も高くなっています。

仕事をするうえで困っていることを年代別にみると、20歳代と40歳代で「給与・工賃などの収入が少ない」が最も高くなっています。

◆【当事者】平日の日中の過ごし方（18歳以上）（○は１つ）



◆【当事者】仕事をする上で困っていること（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



就労していない理由を年代別にみると、20～30歳代で「働くための知識や能力に自信がないから」が、40～50歳代で「障害や病気が重いから」が、それぞれ最も高くなっています。

就労していくために必要な支援として、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」、「障害や病気などに応じた柔軟な勤務体制」、「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」が高くなっており、きめ細かな支援や企業への理解、活用促進が求められています。

◆【当事者】就労していない理由（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



◆【当事者】就労していくために必要な支援（18歳以上）（あてはまるものすべてに○）



### （６）療育・教育について

障害に気づいたきっかけは医療機関による受診・健診や家族による気づきが多く、家庭や専門機関との連携体制が重要であることがうかがえます。

また、保護者の抱える不安や悩みとして、学校での集団生活や人間関係、進学等の環境変化に伴う本人の適応性などへの不安が挙げられており、切れ目のない支援が重要となっています。

◆【当事者】障害に気づいたきっかけ（18歳未満）（あてはまるものすべてに○）



◆【当事者】保護者が抱える悩みや不安（18歳未満）（○は３つまで）



### （７）市の障害福祉施策について

福祉に関する情報の入手先は市や社会福祉協議会等の広報紙が４割半ばで最も高くなっています。

障害者（児）に関する相談窓口は、さいわい福祉センターを除くすべての相談窓口で≪知らない≫が≪知っている≫を上回っています。

◆【当事者】福祉に関する情報の入手先（○は３つまで）



◆【当事者】障害者（児）に関する市の相談窓口の利用状況（①～⑩までそれぞれに○は１つ）



今後、市行政で重点的に取り組むべきと思う障害福祉施策については、「災害時の支援」が28.7％と最も高く、次いで「障害者の就労支援の充実」が25.5％、「バリアフリーのまちづくり」が22.4％となっています。

手帳の種類・診断別にみると、【愛の手帳】で「障害者の就労支援の充実」、「グループホームの施設整備」がともに34.4％、【精神障害者保健福祉手帳】で「障害者の就労支援の充実」が46.8％、【発達障害】で「児童の発達相談を切れ目なく受けられる体制づくり」が35.9％、「障害者の就労支援の充実」が38.5％と、いずれも３割半ばを超えており高くなっています。

◆【当事者】市行政で重点的に取り組むべきと思う施策（○は３つまで）



## ３　ヒアリングからわかったこと

※９月中に調査を実施

## ４　前回計画の評価

平成27年に策定した「東久留米市障害者計画」における各施策について、担当課の自己評価に基づき、これまでに取り組んだ内容と課題を取りまとめました。

### 基本目標１　相談支援体制の充実

（１）特定相談支援事業所の整備と相談支援専門員への支援

* 特定相談支援事業所として現在16事業所が指定されています。近隣市と比べ指定事業者数は多くなっている一方、一人当たり件数が多いため、さらなる相談員の増員が必要となっています。（障害福祉課）
* 事業者中心に構成される施設代表者会の部会において、相談支援専門員が相談支援の課題や個別ケースについて相談できる機能を果たしています。相談支援専門員のスキルアップについては、現在、東京都等が実施している研修会を案内していますが、今後は市独自の研修会の実施が課題となっています。（障害福祉課）

（２）障害の多様化に応じた相談支援体制の充実

* 要保護児童対策地域協議会の運営による総合的な支援や、子ども家庭支援センター、障害者虐待防止センター、特別支援学校コーディネーターの巡回相談、身体・知的障害者相談員等、各種相談機関による相談支援を行っています。（障害福祉課、児童青少年課、指導室）
* 障害福祉サービス等における申請や計画相談以外に一般相談を受け付けていますが、相談内容の多種多様化が課題となっているほか、対応も傾聴から支援につなげるなど様々な状況です。（さいわい福祉センター、めるくまーる）
* 障害のある人に対する虐待防止に向け、地域の関係機関と連携して取り組んでいますが、障害児を含めた児童の虐待相談は増加傾向にある状況です。関係機関と連携し、虐待を早期に発見するとともに、虐待の背景や要因を分析し、具体的な支援に結びつけることが課題となっています。（障害福祉課、児童青少年課）
* 市内当事者団体等によるボランティアによる身体・知的障害者相談員を設置していますが、庁内の窓口相談が増加している一方、身体・知的障害者相談員の利用は減少しています。（障害福祉課）

### 基本目標２　地域生活を支援するサービス基盤の充実

（１）障害福祉サービス、医療サービスの提供体制の充実

* 指定管理者による管理運営を行っているさいわい福祉センターにおいて障害福祉サービス提供に取り組みました。訪問系・日中活動系サービスについては、一部のサービスにおいて福祉人材の不足により利用者の需要に対応できない状況があります。（障害福祉課）
* 医療と介護の両方を必要とする高齢者等が、在宅において療養できる環境を整備することを目的として、在宅医療・介護連携推進協議会を開催しています。（障害福祉課・介護福祉課・健康課・保険年金課）

（２）年金、医療費助成、手当などによる経済的支援の実施

* 各種手当の給付や医療費助成等を通じて経済的支援を行っています。また、障害年金について、相談者が確実に申請できるよう、窓口での相談支援に取り組みました。今後も確実な受給につなげるため、制度の周知、受付・相談を継続していく必要があります。（障害福祉課、保険年金課）

（３）高齢者への介護保険給付の充実と介護予防の推進

* 要介護者の方の日常生活の自立支援として「福祉用具の貸与・購入」や「住宅改修」を行なうとともに、介護サービスの質の充実に対する取り組みを実施しています。（介護福祉課）
* 65歳以上のすべての方が利用可能な一般介護予防事業を実施するとともに、自主グループの立ち上げ講座等を開始し、介護予防の普及・啓発の充実に努めました。一方で定員に満たない教室があることから、周知普及に努める必要があります。（介護福祉課）

### 基本目標３　障害児への療育と特別支援教育の充実

（１）早期発見・早期療育の推進

* 乳幼児健診等を通じて、乳幼児の発育・発達状況を確認し、疾病の早期発見や、育児面・発達面の相談の実施を行っています。未受診者に対するフォロー及び発達面が気になるものの保護者に相談ニーズがない場合のフォローが課題となっています。（健康課）
* わかくさ学園は、児童発達支援事業及び発達相談事業などの実施により、障害児療育に努めて来ましたが、令和２年度より児童発達支援センター移行しました。これまで行ってきた通所支援や相談支援に加え、療育の知見やノウハウを活かした民間事業所への巡回相談や保育所等訪問支援事業を実施することで、本市における療育の向上と障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン） を目指していきます。（障害福祉課）

（２）特別支援教育の充実

* 保護者及び就学前支援機関によって記入される支援シートを通じて、小学校・特別支援学校との情報共有による、切れ目のない障害児支援に努めています。今後も引き続き要配慮児童介助員の安定した人員確保のほか、特別支援に関する保護者の理解を深めるとともに、学校教員への指導を引き続き行っていく必要があります。（わかくさ学園、指導室）

（３）保護者への就労支援の充実

* 保育所及び学童保育所では、集団保育における障害児保育の実施に当たり、一人ひとりの状況に応じた保育体制の充実に取り組んでいます。特別な支援を要する子どもは増加傾向にあるため、引き続き、研修等により、職員の資質向上に努める必要があります。（子育て支援課、児童青少年課）

### 基本目標４　安心して地域で生活できる環境の整備

（１）公共施設等のバリアフリー化の推進

* 公共施設等におけるバリアフリー化の推進に取り組むとともに、グループホーム・入所施設等の居住系サービスの充実や地域生活支援事業における住宅改修費の給付に取り組んでいます。（障害福祉課、管理課、施設建設課）
* 路線バス事業者へ新規路線開設の要望を行い、平成28年に開通したほか、地域公共交通の充実に向けた調査研究及び検討を進め、令和２年３月より東久留米市デマンド型交通の実験運行を開始しました。一方で利用登録者数が少なくなっているほか、新規バス路線の開通も事業者の人手不足などにより難しくなっています。（道路計画課）

（２）情報アクセシビリティの向上と参政権の確保

* 声の広報や市議会だよりの作成等による、市政情報のアクセシビリティの向上に努めています。（議会事務局、企画調整課）
* 障害者が不足する情報収集や意思疎通の支援の一環として、地域生活支援事業における情報・意思疎通支援用具の支給や聴覚障害者が健聴者との円滑な意思疎通及び社会活動等の参加による知識の習得を援助するため磁器ループの貸し出しなど行い、多様なニーズへの対応に取り組んでいます。（障害福祉課）
* 声の選挙公報の作成、点字投票、代理投票及び郵送による投票などを行い、参政権の確保に努めています。（選挙管理委員会）

（３）防災・防犯のための地域ぐるみの協力体制をつくる

* 災害時要支援者名簿として障害者の対象名簿を作成しており、避難行動要支援者にかかる名簿管理方法や個別支援方法について、庁内各課や関係機関との役割分担について検討する必要があります。災害時医療救護所の運営方法等については、今後の課題となっています。（防災防犯課、福祉総務課、障害福祉課、健康課）
* ヘルプカード・ヘルプ手帳について、障害者手帳交付などの機会を利用して配布しており、障害者に対しては一定程度普及している状況ですが、障害の有無にかかわらず幅広い市民に認知されることが必要となっています。（障害福祉課）

### 基本目標５　就労や社会活動による生きがいづくりの推進

（１）就労支援の充実と地域での仕事の開拓

* 一般就労の拡大に向けて、就労支援室「さいわい」「あおぞら」を開設しています。一方で新規就労者数は例年横ばいの状態となっているほか、仕事が合わず定着できないケースもあり、課題となっています。（障害福祉課）
* 優先調達法に基づき、障害者就労支援施設等からの優先調達に取り組んでいます。調達する各所管課での意識の醸成と維持が今後も必要となっています。（管財課、障害福祉課）

（２）生涯学習活動への支援と余暇活動の充実

* 身近な地域での社会活動への参加促進として、にぎやかカーニバル、ぽかぽか春の集いなど、各福祉団体や実行委員会等の主催により実施されています。（生涯学習課、さいわい福祉センター）
* 手話奉通訳者や障害者スポーツ指導員などの養成に取り組んでいます。いずれも継続して養成に取り組む必要があります。（障害福祉課、生涯学習課）

### 基本目標６　心のバリアフリーの推進

（１）全庁的な推進体制の確立

* 障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮の提供に向けた、職員対応要領についての検討を行いました。この要領の普及と研修を実施しており、引き続き不当な差別の解消・合理的配慮の提供といった趣旨を職員に浸透させていくことが重要となっています。（職員課、障害福祉課）

（２）市民への啓発事業の実施

* 障害者による美術・工芸等の作品展の実施や、市内障害者施設との共催による夏祭りの開催、障害者週間での啓発事業に取り組んでいます。作品の応募団体の増加が課題となっているほか、各種イベントへの参加者増加のため広報について改善していく必要があります。（企画調整課、障害福祉課、社会福祉協議会）

# 第３章　計画の基本的な考え方

## １　基本理念

障害のある人が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく、いきいきと暮らしていくためには、医療・福祉・生活支援などが一体的に提供される仕組みづくりや、一人ひとりの社会参加を促すことが求められています。

そのためには、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、共に助け合う、地域共生社会の実現が重要です。

本市では、長期総合計画において、まちづくりの主役である市民一人ひとりは、人と自然に寄り添い、力を合わせ、さまざまな場面で主体的に力を発揮し、共に創る「みんなが主役のまちづくり」をまちづくりの基本理念と定めています。

このような方向性を踏まえ、障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる、共に支えあう地域づくりを目指し、本計画の基本理念を前回計画から引き継ぎ、「障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、自らの意思で参加できるまち」とします。

**障害のある人が地域で安心して暮らすことができ、**

**自らの意思で参加できるまち**

## ２　基本的視点

この基本理念に基づき、本計画に基づく施策の推進にあたっては、次の３つの施策横断的な視点を設定します。

### （１）自己実現を図るための支援を切れ目なく行う

障害のある人が必要とする障害福祉サービスをはじめとした各種支援を受けることができるよう、一人ひとりの生活ニーズやライフステージに合わせた支援を行い、本人にとっての選択の幅を広げ、切れ目のない支援を行います。

### （２）障害があっても安心して暮らせるまちづくりを進める

障害者にとっての安全は、障害の有無にかかわらず、社会全体の安全につながります。障害があっても、地域で安心して生活できるよう、公共施設等のハード面とともに、情報提供面のバリアフリーを進めていきます。

### （３）共に支え合う地域づくりを進める

障害者が地域の人々から気軽に必要な支援を受けられるためには、日常的な「つながり」を深めていくことが必要です。そして、障害があっても地域活動の担い手として参加できることが、障害者にとっての生き甲斐となります。本市の地域福祉計画の理念「新たな“つながり”づくり」を実現していくため、障害の有無を超えて、共に支え合う地域づくりを進めます。

## ３　基本目標

### 基本目標１　相談支援体制の充実

平成30年の社会福祉法の改正により、多様化・複雑化する地域生活課題に対応するため、これまでの分野の垣根を超えて各機関が横断的に連携して課題解決に取り組む包括的な支援体制の構築が求められています。

そのため、認知度の低くなっている相談機関の周知普及に引き続き努めるとともに、相談支援事業所への支援や、研修会の実施等を通じた相談員のスキルアップを支援します。また、保健、福祉、教育、労働などの分野横断的な連携体制を強化し、多様化・複雑化する地域生活課題に応じることができる相談支援体制の充実を目指します。

### 基本目標２　地域生活を支援するサービス基盤の充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、主体的に必要なサービスを選択できるよう、各種福祉サービス、在宅療養を支える医療サービスを障害特性に合わせて総合的に提供することが必要です。

アンケート結果では、現在の暮らし方は家族と同居が７割で最も高く、今後の希望も同様の傾向になっていることから、地域で安心して生活するためのサービスの確保、質の向上や、介助する家族等の負担軽減に向けた支援に取り組みます。また、年金、医療費助成、各種手当について受給につながるよう、制度の周知、相談・申請等の支援に努めます。

### 基本目標３　障害児への療育と特別支援教育の充実

本市において、特別な支援を要する子どもは増加傾向にあり、障害の特性や発達段階に応じた切れ目のない療育・教育体制が重要となっています。

そのため、各種健診を通じた発育・発達状況の確認のほか、保護者や保育・教育施設、保健医療機関との連携強化に努め、障害の早期発見・早期療育を推進します。

また、発達に課題をもつ子どもが必要なサービスを受けられる環境整備のほか、障害のある子どもと障害のない子どもが、可能な限り共に学ぶ場や機会の拡充に努めるとともに、医療的ケア児が地域で安心して暮らしていくため、必要な支援が提供できるようコーディネーター機能等の推進に努めます。

さらに、保育園、学童保育所では、児童発達支援センターわかくさ学園等の専門機関や施設と連携し、集団保育における障害児保育を実施するための体制の充実を図ります。

### 基本目標４　地域で共に暮らす環境づくり

国では、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域に参画し、世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現を目指しています。

アンケート結果では、当事者の６割が障害者に対する差別・偏見があると感じており、その内容として地域の人の接し方や態度が多くなっています。地域の障害者への理解促進に向けては、広報・啓発活動に加え、障害者が地域で生活し、住民同士が身近にふれあうことのできる環境が求められており、地域住民の障害に対する理解促進に向けて、引き続き取り組む必要があります。

また、地域での見守り活動や災害時等の緊急時など、地域住民が主体的に支え合い・助け合うことのできる地域づくりに向けて、民生・児童委員や自治会、自主防災組織等の地縁組織との連携・協力体制の強化に努めます。

さらに、障害のある人の社会活動を支え、快適な生活環境を整えるため、施設のバリアフリー化や交通機関の充実や、障害特性に対応した情報アクセシビリティの向上に努めます。

### 基本目標５　就労や社会活動による生きがいづくりの推進

障害のある人の意思に基づき、可能な限り地域の中で安心して自立した生活を送るためには、本人に適した形で就労ができるようにサポートをしていくことが重要になります。

アンケート結果では、就労していくために必要な支援として、就労までの総合的な相談支援や柔軟な勤務体制、職業・雇用の拡大が高くなっており、就労に結び付くためのきめ細かな支援や企業への理解、活用促進が求められています。

そのため、障害特性・状態により一般就労へのステップアップを目指す福祉的就労を充実させるとともに、一般就労・就労継続に向けた支援を東久留米市障害者就労支援室（「さいわい」・「あおぞら」）を中心に、ハローワーク等の関係機関とともに推進します。また、地域の企業に協力を求め、障害者の仕事を開拓します。

また、障害のある人が、さまざまな分野の社会活動へ参加することは、充実した日常生活を送ることにもつながります。そのため、障害のある人が、地域活動や学習活動、スポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるよう、各種事業主催団体と連携により参加促進に努めます。

## ４　障害者計画の施策体系



# 第４章　障害者計画における施策の推進

# 第５章　障害福祉計画

# 第６章　障害児福祉計画

# 参考資料